

北名古屋市広告付きデジタルサイネージ及び案内地図板設置事業 仕様書

北名古屋市を甲とし、広告付デジタルサイネージ及び案内地図板設置事業者を乙とする。

第1章 総則・共通条件

1 設置及び運営の基本条件

- (1) 本仕様書に基づき設置するデジタルサイネージ及び案内地図板（以下「本設備」という。）の設置、撤去、移設、原状回復に要する費用は、甲が所有するものを含め、すべて乙の負担とする。
- (2) 本設備に係る電気料金及び通信費は、甲が所有するものも含め、広告料とは別に乙の負担とする。なお、甲の通信費は、10,923円（税込み）／月を想定。
- (3) 乙が使用する通信回線は、無線通信を利用して乙の広告を表示する機器等とデータの送受信を行えるようにすること。ただし、不正アクセスやサイバー攻撃等により、広告の表示に影響のないよう、十分なセキュリティ対策を講じること。
- (4) 設置する機器は、省電力等、環境に十分配慮したものとする。
- (5) 設置する権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- (6) 設置により第三者に生じた事故で、甲の責に帰さない事由によるものについては、乙が補償すること。
- (7) 設置、撤去及び内容変更に関する作業は、乙の希望日時を事前に調整したうえで、甲が指定する日時に行うものとする。
- (8) 乙は、関係法令を遵守するとともに、必要な許認可、届出、検査等を遅滞なく行うものとする。
- (9) 設置にあたっては、乙が落札後に道路占用許可を受けなければならない。なお、道路占用許可は、契約の成立をもって付与されるものではない。屋外広告物表示等許可も同様とする。
- (10) 道路占用許可は、甲が使用するデジタルサイネージ部分は除く。
- (11) 設置場所は、別紙位置図のとおり。

第2章 デジタルサイネージ（西春駅東西連絡橋内・東側）

1 機種及び設置条件

- (1) デジタルサイネージは、甲が調達し所有するもの及び乙の負担により調達するものとし、乙が設置するものとする。
- (2) 甲が所有するデジタルサイネージは、甲が別途契約する通信回線を利用し、市政情報・緊急情報等を放映するものとする。
- (3) デジタルサイネージ本体の大きさは、最下部が路面から2.5m以上確保できる範囲で最大のものとする。なお、天井の高さは約3.1mとする。
- (4) 甲が所有するデジタルサイネージは、43インチ（パナソニック社製PN-HW432）を予定しており、乙は同等品を調達すること。
- (5) 取付方法は、ブラケット2連の天井吊りタイプとする。
- (6) 本体及びブラケットの落下等により通行者に危険が及ばないよう、十分な落下防止対策を講じること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

2 表示及び運用条件

- (1) デジタルサイネージの映像は、原則無音とする。ただし、BGM付き映像を放映する場合は別途協議をすること。
- (2) 甲が所有するデジタルサイネージが公共用と判別できる表示を行うこと。
- (3) 「広告に関する一切の責任は広告掲載業者に帰属します。また、北名古屋市が推奨するものではありません。」等の免責表示及び乙の連絡先等を見やすい箇所に表示すること。

第3章 地図案内板併設デジタルサイネージ（西春駅東西連絡橋内・西側）

1 機種及び構造条件

- (1) デジタルサイネージは、甲が調達し所有するもの及び乙の負担により調達するものとし、乙が双方を設置するものとする。
- (2) 甲が所有するデジタルサイネージは、55インチ（パナソニック社製TH-55EQ2J）を予定しており、乙は同等品を調達すること。
- (3) 筐体のサイズは、高さ2300mm×横幅4000mm×奥行200mm以内とし、位置図に定める設置スペース内に設置できるものとする。
- (4) 調光器により明るさ調整が可能なLED内照式とする。
- (5) 地震発生時等に転倒・落下の恐れがないよう、構造物に負担の少ない方法で確実に固定すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (6) 筐体の角や縁が鋭利にならないよう加工すること。

2 地図・表示内容

- (1) デジタルサイネージの映像は、原則無音とする。ただし、BGM付き映像を放映する場合は別途協議をすること。
- (2) 地図内の表示は多言語対応とする。
- (3) 周囲と調和のとれた色合いとし、事前に甲と協議の上、決定すること。
- (4) 地図については、国土地理院の地図をベースに作成する。
- (5) 色覚障害者に配慮した配色等であるバリアフリーデザインとする。
- (6) 地図は、「北名古屋市全域図」と「西春駅周辺地図」の2種とする。
- (7) 公共施設、災害避難場所、文化財など甲が指定する施設の写真を表示し、地図上に分かりやすく地点を配置する。当該施設等の新設、変更等があった場合は、速やかに更新を行う。
- (8) 地図上に広告主を表示する場合は、広告枠と対応関係が分かるよう座標番号等で一致させること。
- (9) 広告枠は地図案内板の筐体内に収まる大きさとし、特定の枠が極端に大きくならないよう配慮すること。
- (10) 2次元バーコード等を記載することにより、デジタルマップやウェブサイトとの連携が可能なものとする。
- (11) 広告枠外に「北名古屋市の財源確保のための広告を掲載しています。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」と記載すること。
- (12) 甲が所有するデジタルサイネージが公共用と判別できる表示を行うこと。
- (13) 「広告に関する一切の責任は広告掲載業者に帰属します。また、北名古屋市が推奨するものではありません。」等の免責表示及び乙の連絡先等を案内地図板前面の見やすい箇所に記載すること。

第4章 エリアマップ及び近隣エリアマップ・案内図（西春駅西口ロータリー）

- 1 既設エリアマップ板等の撤去及び新設に要する費用は、すべて乙の負担とする。
- 2 表示内容、サイズ、点字表記等については、既設エリアマップに準ずる内容を最新情報に更新したものとし、案内用図記号等は最新の J I S 規格に対応したものとする。
- 3 地震発生時等の転倒・落下防止対策を講じること。
- 4 地図仕様、広告表示、更新頻度、2次元バーコード、多言語対応は第3章に準ずる。

第5章 壁面行政広報掲示板（西春駅東西連絡橋内）

- 1 筐体の設置による紙広告の掲示場所を補うため、公共掲示物用の壁面行政広報掲示板を設置する。
- 2 壁面行政広報掲示板は、磁性を有する材質を用いた白色塗装及び防汚処理を施したもの（マグネットバーによる紙広告の掲示を想定）で、壁面の形状に合わせて製作・設置すること。
- 3 壁面行政広報掲示板の表面は、固定ボルト等の突起物のない平滑な状態とすること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- 4 地震発生時等に落下の恐れがないよう確実に固定すること。

第6章 民間広告

- 1 広告の募集、制作は乙が行うこと。
- 2 広告主の選定及び広告内容の基準は、北名古屋市広告掲載要領、北名古屋市西春駅東西連絡橋広告掲出要領・基準によること。
- 3 広告主は地域事業者を中心とすること。
- 4 乙は、広告主や広告表示等の掲載や内容を変更する場合は、あらかじめ甲の承認を得ること。
- 5 掲載・放映する広告については、甲の審査を受けた後に掲載・放映すること。甲は、審査の結果により広告内容の修正あるいは広告主の変更を求めることができる。この場合において、審査の結果生じた修正等にかかる経費は乙の負担とする。
- 6 広告に対する著作権、特許権その他第三者の権利を侵害しないこと。問題が生じた場合は、乙が一切の責任を負うものとする。
- 7 デジタルサイネージで放映する広告は、実写映像、スライドショー、アニメーションなど、動画表示も可能とする。

第7章 維持管理責任

- 1 本設備の維持管理は、原則として乙の責任により行うものとする。なお、甲が調達し所有するデジタルサイネージの管理は甲が行う。
- 2 破損、汚損、掲載内容変更等が生じた場合は、乙の負担により速やかに対応すること。また、1年に1回以上、周辺地図全体を貼り替えること。なお、1年以内であっても地名地番、公共施設等に重要な名称変更があった場合、速やかに訂正シールを貼付する等し、部分修正すること。
- 3 故障、苦情等の対応窓口を明示し、乙の責任において対応すること。
- 4 放映時間は原則、午前5時から翌日午前1時までとし、タイマー等により電源の自動ON/OFFがされること。ただし、手動でもON/OFFができる仕様とすること。また、停電復旧時に再稼働させる手段・体制を講じること。

- 5 乙は案内地図板やデジタルサイネージに故障等が発生した場合、速やかに点検、修理対応が行える体制を整えること。
- 6 乙は甲からの問い合わせに、速やかに対応できる体制を整えること。
- 7 乙が原因により生じた苦情や第三者に生じた損害の賠償・紛争等に関しては、広告設置者が自らの責任と負担により解決すること。

第8章 その他

- 1 本仕様書に定めのない事項は、甲乙協議のうえ定める。
- 2 契約締結後、仕様及び施工方法等について改めて甲と協議し、承諾を得たうえで設置すること。
- 3 乙は契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに現状回復すること。なお、甲が必要性を認めない場合はその限りではない。
- 4 乙のデジタルサイネージは民間広告用とするが、災害時等、甲により、放映の要請があった場合は協力すること。
- 5 乙の都合により広告未掲載期間が生じた場合でも、広告料は返還しない。
- 6 市制20周年に係る広報掲載について協力すること。
- 7 広告料は市が指定する期日までに納付すること。